22　受託事業者（消費税法第十五条第三項に規定する受託事業者をいう。以下この項において同じ。）についての前各項の規定の適用については、信託の併合は合併とみなし、信託の併合に係る従前の信託である法人課税信託（同条第一項に規定する法人課税信託をいう。以下この項において同じ。）に係る受託事業者は被合併法人に含まれるものと、信託の併合に係る新たな信託である法人課税信託に係る受託事業者は合併法人に含まれるものとし、信託の分割は法人の分割とみなし、信託の分割によりその信託財産の一部を受託者を同一とする他の信託又は新たな信託の信託財産として移転する法人課税信託に係る受託事業者は分割法人に含まれるものと、信託の分割により受託者を同一とする他の信託からその信託財産の一部の移転を受ける法人課税信託に係る受託事業者は分割承継法人に含まれるものとする。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

国税通則法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百二十六号

国税通則法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の一部の施行に伴い、及び国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項第二号中「第百四十五条の五」を「第百四十五条の十三」に改める。

第四十一条第一項第三号ロ中「課税標準国際最低課税額」の下に「、同法第八十二条の十二第一項（課税標準）に規定する内国法人に係る課税標準国際最低課税残余額、同法第八十二条の二十第一項（課税標準）に規定する内国法人に係る課税標準国内最低課税額、同法第百四十五条の三第一項（課税標準）に規定する外国法人に係る課税標準国際最低課税残余額及び同法第百四十五条の七第一項（課税標準）に規定する外国法人に係る課税標準国内最低課税額」を加える。

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

財務大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　石破　茂

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第百二十七号

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和七年法律第十三号）の施行に伴い、並びに同法附則及び租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第三項の表第二十七条の四第十七項第三号の項の次に次のように加える。

第二十七条の六第一項	法人又は	法人（法人税法第四条の三に規定する受託法人を除く。）又は	
	（当該	（法人税法第四条の三に規定する受託法人及び当該	
	には、	における	
第二十七条の六第一項第二号	該当しない	該当せず、又は法人税法第四条の三に規定する受託法人に該当する	

第三条の三第八項中「第一種少額電子募集取扱業者」の下に「及び同法第二十九条の四の四第七項に規定する非上場有価証券特例仲介等業者」を加える。

第五条の三第八項中「、第十条の五の六第七項から第九項まで」を削る。

第五条の五の二第一項中「二千万円」を「一億円」に改める。

第五条の六の五を削る。

第五条の六の六の見出し中「事業適応設備」を「生産工程効率化等設備」に、「場合等」を「場合」に改め、同条第一項から第四項までを削り、同条第五項中「第十条の五の六第九項」を「第十条の五の五第三項」に改め、「並びに法第十条の五の六第七項及び第八項の規定による控除をすべき金額」及び「及びこれらの規定による控除をすべき金額」を削り、「同条第九項」を「法第十条の五の五第三項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第六項中「第十条の五の六第九項第一号」を「第十条の五の五第三項第一号」に、「同条第五項」を「同条第一項」に、「同条第九項第二号ロ」を「同条第三項第二号ロ」に改め、同項を同条第二項とし、同条第七項中「第三項又は」を削り、同項を同条第三項とし、同条を第五条の六の五とする。

第五条の七第二項中「、第十条の五の五第七項及び第十条の五の六第十四項」を「及び第十条の五の五第八項」に改める。

第六条の三第一項各号中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「、デザイン業」を削り、同条第五項第一号ロ中「、卸売業及びデザイン業」を「及び卸売業」に改め、同項第二号ニを削り、同号ホを同号ニとし、同条第八項並びに第十四項第二号及び第三号中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改め、同条第十九項中「。第二十一項及び第二十三項において同じ」を削り、同条第二十一項中「情報サービス業等」の下に「（情報サービス業その他の財務省令で定める事業をいう。第二十三項において同じ。）」を加える。

第十条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

第十六条の二第一項中「農用地等（法第二十四条の三第一項に規定する農用地等をいう。）」を「次に掲げる固定資産」に改め、同項に次の各号を加える。

一　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第一項第一号に規定する農用地で法第二十四条の三第一項に規定する地域計画の区域において当該個人の利用が見込まれるもの（当該農用地に係る賃借権を含む。）

二　法第二十四条の三第一項に規定する特定農業用機械等